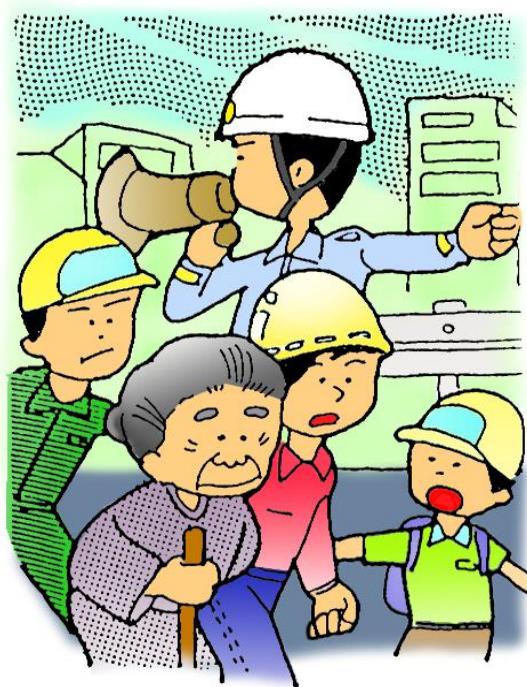


災害時要援護者避難支援の手引き



令和3年5月

帯 広 市

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	「おびひろ避難支援プラン」のあらまし・・	1
3	全体計画と個別計画・・・・・・・・	2
	（1）全体計画	
	（2）個別計画	
4	登録から個別計画作成までの流れ・・・・・	2-4
	（1）全体の流れ	
	（2）個別計画作成協議会	
5	個別協議会の設置・・・・・・・・	5
	（1）個別協議会の設置	
	（2）個別協議会の設置の枠組み	
6	個別計画の作成・・・・・・・・	5-8
	（1）情報の提供	
	（2）地域支援者の確保	
	（3）個別計画の検討	
	（4）個別計画の作成	
7	情報の管理・・・・・・・・	8-9
	（1）情報の提供時	
	（2）登録情報の変更・抹消時	
	（3）情報の更新	
8	災害発生時の対応・・・・・・・・	9
	（1）風水害	
	（2）避難を必要とする大地震	
	（3）避難所での対応	
9	Q&A・・・・・・・・	10-11
10	おわりに・・・・・・・・	11

1 はじめに

高齢化社会の到来に伴い、近年、地震や風水害において、自力での避難や情報収集が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が被災し、大きな被害を受けることが増えています。災害対策の基本である「自助」が困難な要援護者の方の被害を少しでも減らすためには、地域での「共助」と行政の「公助」によって要援護者の方に支援を行う必要があります。

そこで、帯広市では、要援護者の支援のための基本計画である「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」を平成 22 年 2 月に策定しました。この計画をもとに地域と行政が協力して、要援護者の防災対策を進めていきます。

この手引きでは、地域での「共助」の核となる、個別計画作成協議会（以下「個別協議会」という。）における、支援対策の進め方や運営方法、及び、要援護者の支援について解説してあります。手引きをもとに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の考え方を基本として、地域の要援護者対策を推進することは、市が進めている災害に強いまちづくりにつながるものであり、皆様のご協力をお願いします。

2 「おびひろ避難支援プラン」のあらまし

要援護者対策は、平常時に要援護者の方の身体状況などの情報をもとに災害発生時の支援内容を決めておくことを基本としています。このプランは、要援護者の情報をあらかじめ市に登録していただき、その情報を地域と共有し、地域で支援対策（個別計画）を作成することを目的とします。

このプランによって地域の皆様が、要援護者の所在や状況を、あらかじめ把握することができるのと同時に、災害発生時の迅速かつ的確な支援に役立てることが出来ます。

3 全体計画と個別計画

(1) 全体計画

要援護者対策の考え方などの基本的な事項を定めた計画です。
この計画にもとづいて要援護者対策を進めていきます。

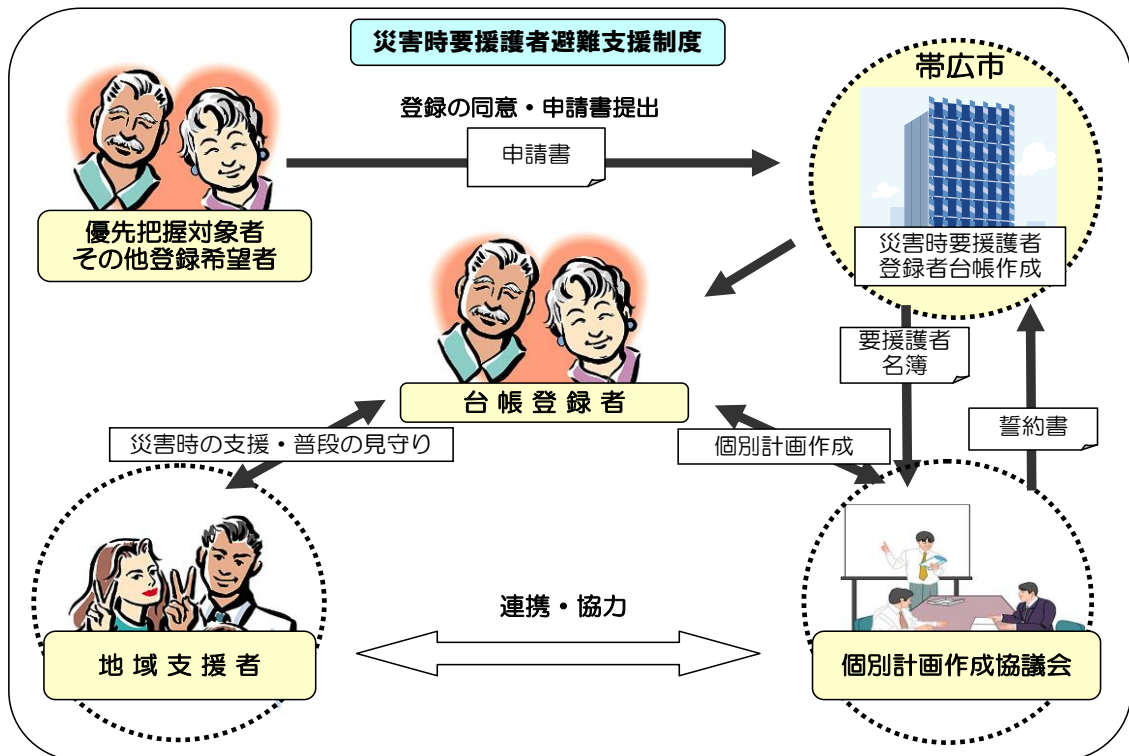
(2) 個別計画

全体計画の要援護者登録制度にもとづいて登録された情報を、
市と地域で共有して、要援護者一人ひとりに対して適切な支援
の内容を記載した計画です。この個別計画を要援護者本人と個
別協議会並びに地域支援者が作成することで、要援護者の状況
や地域の状況にあった支援をすることができます。

4 登録から個別計画作成までの流れ

(1) 全体の流れ

登録から個別計画作成までの流れは、次のようになります。



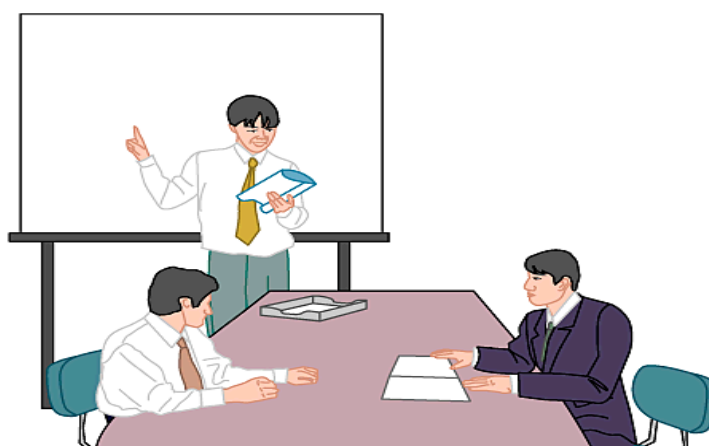
(2) 個別計画作成協議会

要援護者一人ひとりの個別計画の作成や災害時に対応するため、地域ごとに、地域の実情に応じた「個別協議会」の組織化を進めます。

協議会のメンバーは、おおむね次の関係者などを想定しています。

メンバー	基本的な役割
地区連合町内会 単位町内会 自主防災組織	地域における支援の核となる組織であり、提供された情報をもとに、民生・児童委員や関係団体と協力して個別計画を作成していただきます。また、普段からの防災に関する普及・啓発などを通して、住民の方に要援護者の支援に対する理解や協力をお願いします。
民生委員・児童委員	担当地域内の要援護者の方への登録の働きかけや制度の紹介をするとともに、個別協議会の個別計画作成について、要援護者のニーズに沿った支援内容をアドバイスいただきます。また災害時の支援をしていただきます。
社会福祉協議会	個別協議会において、要援護者支援についてのアドバイスをいただきます。
消防団・警察	要援護者の避難誘導の方法や訓練の指導、安否確認などのアドバイスをいただきます。

メンバー	基本的な役割
その他の 福祉関係団体など	要援護者の方の、日常生活や避難生活で留意することなどについてアドバイスをいただきます。
帯広市	このプランについての住民周知を図り、登録を希望される方が、確実に登録できるよう環境づくりを進めるとともに、情報の収集・提供や地域関係者への支援を行います。



5 個別協議会の設置

(1) 個別協議会の設置

要援護者登録者について、地域として支援していくことに対して組織決定され、市が定める「個別計画作成協議会登録申請書」をもって申請され、市から設置を認められた組織とします。

(2) 個別協議会の設置の枠組み

個別協議会の設置の枠組みは、「おびひろ避難支援プラン」個別計画作成協議会設置・運営に関する指針第2条に定める地区連合町内会単位（川西、大正地区は各1単位）を基本として、設置を推進していきますが、地域の実情に応じた組織づくりを進めます。

6 個別計画の作成

(1) 情報の提供

市は、個別協議会に対し、その地域内に居住する要援護者登録者の情報を提供します。

提供する内容は、次のとおりです。

- ・「災害時要援護者登録申請書 兼 登録台帳(個別計画)(写)」
(資料1)
- ・「災害時要援護者登録台帳」(資料2)

(2) 地域支援者の確保

ア 地域支援者とは

個別計画は、要援護者本人の情報、地域支援者及び支援内容から構成されます。地域支援者とは、災害時において、実際に要援護者の方の安否確認や避難支援などを行っていただく方のことであり、緊急時に速やかな対応がとれる15歳以上の方で、地域において要援護者の近隣にお住まいの方を選出していただきます。この地域支援者は、任意の協力によ

るものであり、責任を伴うものではありません。

■地域支援者の選定について（他自治体の事例から）

地域支援者は要援護者一人につき複数（基本的に 2 人）選出しておくこと、要援護者、支援者の双方が安心できます。また、支援者を個人に限定しないで、町内会や町内会の班単位で支援する自治体もあります。

イ 地域支援者確保の必要性

個別計画の作成については、地域支援者の確保が一番の課題です。

地域支援者については、要援護者本人の意向も尊重したうえで、原則的に要援護者の近隣に住む方が最良と考えますが、近隣に支援者がいない場合も考えられることから、町内会としての支援や班単位で支援をするといった方法も考えられます。

また、地域で支援可能な方をあらかじめ調査して、リスト化しておくこと、スムーズな支援者の確保につながります。

■実践事例（他自治体の事例から）

事前に町内会（自治会）内の回覧により制度の周知などを行うと同時に支援可能な方の調査を行って、支援者のリストを作成し、その後の個別計画の作成時には、そのリストをもとに要援護者の近隣にお住まいの方を支援者に選出することで、個別計画の作成をスムーズに進めることができました。



(3) 個別計画の検討

関係機関との連携

個別計画の検討にあたっては、連合町内会や町内会（自主防災組織）が中心となり進めていただきますが、普段から要援護者の見守り活動などを行っている民生委員・児童委員や要援護者宅への訪問などを行っている福祉関係団体などが連携し、それぞれの立場から必要な情報交換などを行いながら、要援護者のニーズにあった、支援内容を検討いただきます。

■実践事例（他自治体の事例から）

個別協議会設置前に、町内会役員と民生委員・児童委員が一堂に会し、個別計画の作成についての手法や役割分担について協議したうえで作成に入りました。このような形で町内会と民生委員児童委員の連携を図ることができます。

(4) 個別計画の作成

お渡しした「災害時要援護者登録申請書 兼 登録台帳（個別計画）（写）」を基に、個別計画（裏面）に必要な支援事項や情報連絡網を記入していただきます。要援護者本人との面会や聞き取りにより、要援護者のニーズにあった支援の方法や留意事項、その他支援に必要な情報などを記入してください。

なお、作成された個別計画（写）は、災害発生時に活用するため、市へ情報提供していただきます。市では、提供いただいた情報を関係各課と情報を共有し、災害発生時の迅速な対応に役立てます。

■要援護者の方を訪問する際には…

面会する場合は事前に電話連絡をして、要援護者登録に関する面会であることなどを伝えておくスムーズにいきます。また、支援者による避難支援は、できる範囲での支援であることを伝え、ご自分でもできる範囲での防災対策をお願いしてください。

(5) 個別計画の管理

作成した個別計画は、個別協議会、並びに地域支援者において情報を共有してください。この個別計画に記載された情報は、個人情報ですので、目的外の使用や情報漏洩には、細心の注意を払って管理していただきますようお願いいたします。

(6) 情報連絡体制の整備

個別計画作成で把握した連絡体制を基に、高齢者等避難、避難指示などの情報伝達体制を構築します。

7 情報の管理

(1) 情報の提供時

市から提供する要援護者情報は、要援護者の身体状況などの詳細な個人情報です。個人情報保護の観点から、情報を取扱う全ての方に、「おびひろ避難支援プラン」個別計画作成協議会運営規程に基づいて、情報保護のための誓約書を提出していただきます。

(2) 登録情報の変更・抹消時

要援護者の方が施設に入所した場合やお亡くなりになったり、他の自治体に転居された場合など支援が必要なくなった要援護者情報は、市に返却していただきます。

(3) 情報の更新

原則として、1年に1度（時期については未定）、地域内の要援護者登録者情報の更新を行うため、市から個別協議会に対し、「災害時要援護者登録者台帳」を提供します。個別協議会は、情報を基に、新規登録者の個別計画の作成や情報の削除をしていただきます。

8 災害発生時の対応

(1) 風水害など

台風や豪雨（雪）などの風水害などにおいて大きな被害が予想される場合は、市が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び伝達を行います。

個別計画であらかじめ作成された情報連絡網を活用して、情報の周知に努めるとともに、地域支援者は、これらの情報を知った場合には、支援することになっている要援護者の安否確認をして、必要に応じて避難所への避難支援を行ってください。

(2) 避難を必要とする大地震

大きな地震の場合、まずは、自分自身や家族の身の安全を確保してください。その後、地域支援者の方は、支援することになっている要援護者の方の安否確認を行い、必要に応じて避難所への避難支援を行ってください。

(3) 避難所での対応

避難所では、個別計画にある身体状況や日常的に受けている保健福祉サービスなどの内容を考慮し、必要な支援を行ってください。



9 Q&A



Q.1 地域支援者の方は、災害時に必ず支援を行わなければならないのですか？

A. 地域支援者の方が行う支援は、あくまでも任意の協力であり、責任を伴うものではありません。災害時には、支援者の方も被災者となりますので、ご自身やご家族のための対応をした後、できる範囲での支援を行ってください。要援護者の方についても、ご自分でできる範囲で災害に対する備えをお願いします。

Q.2 町内会未加入の方は、どのように取扱いをしたらいいのですか？

A. この制度は、地域の中での「共助」をもとに支援を行う防災対策ですので、町内会に加入していない方が登録され、支援を希望している場合にも、町内会加入者と同様に扱っていただくようお願いします。（加入者と同様に情報を提供します。）

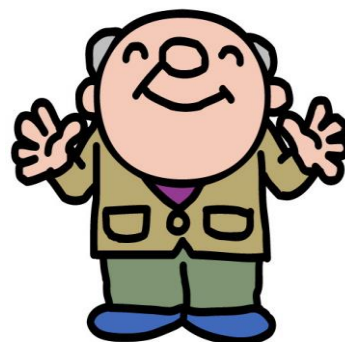
Q.3 地域で支援者が見つからない場合は、どうしたらいいのですか？

A. どうしても見つからない場合には、町内会組織としての支援や班単位での支援などできる範囲での支援をお願いします。

なお、その場合にも、要援護者の方との相談が必要です。

Q.4 選出した地域支援者が転居などにより支援ができなくなった場合は？

A. その場合は、新たな支援者を選出していただくこととなりますので、改めて要援護者本人とも相談し、別の方を選出していただくようお願いします。



10 おわりに

社会の高齢化や地域コミュニティの衰退が叫ばれるなか、日本では、大雨や台風による風水害や大地震が発生し、多くの被害が出ており、多数の方が尊い命を亡くされています。今後、大きな災害がいつ起きてもおかしくないといわれる状況の中、防災・福祉対策は喫緊の課題であり、災害時要援護者の避難支援、ひいては地域を守るということが非常に重要であります。これから進めます要援護者対策には、長い時間や大きな労力を伴うこととなりますが、災害に強いまちづくりを推進するため、地域、関係団体及び市が一丸となって要援護者対策を進めていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をご支援をよろしく申し上げます。

災害時要援護者避難支援の手引き

平成 22 年 12 月 策定

平成 29 年 3 月 改訂

令和 2 年 4 月 改訂

令和 3 年 5 月 改訂

編集・発行 帯広市危機対策課危機対策係

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4103

FAX 0155-23-0151